

平成30年度「男女共同参画週間」が実施されます！

6月23日から29日の一週間、「男女共同参画週間」が実施されます。

これは、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指して、毎年、実施されています。

平成30年度のキャッチフレーズは、「走り出せ、性別のハードルを越えて、今」です。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、住民のみなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？



住民自治のまちづくり

平成29年度に行われた「玉村町協働によるまちづくり提案事業」を紹介します

■ 提案事業名 「玉村制服リユースバンク」

■ 提案団体名 子どもサポートかけはし

中学を卒業する際に使われなくなった制服などをリユースし、制服などの購入が困難な家庭に提供することで、生徒が家庭の経済的格差に関係なく、学校生活を送ることができるよう支援することを目的として事業を提案しました。

当初の計画では、回収数を40着としていましたが、98着回収し、そのうち18着を提供しました。また、当初委託を想定していた制服のクリーニングを会員が自ら行うなど、極力経費をかけずに事業が遂行できました。

今後は体操着もリユースしてほしいとの意見があり、また、在庫が増えてきた場合の保管場所の確保についての課題等を解決しながら、事業を継続していきます。

